

- 電話番号・電話転送サービスの提供ルールの新制度（令和4年7月12日情報通信行政・郵政行政審議会答申）に関し、令和5年1月の施行に向けて、新制度の周知、運用面の具体化などについて連絡会において議論を継続。
- 検討が必要な事項について、事業者からの提案を踏まえ、以下のとおり検討を進めることとしたい。

## 検討事項（案）

検討事項	総務省の基本的な考え方
1) 以下の行為に関する具体的な要件・基準の明確化 【卸契約であることを特定した契約】 ① 提供先が番号認定を受けていることの確認 ② 提供先が番号使用条件を遵守することの合意 【卸契約であることを特定しない契約】 ③ 提供先が自らの電気通信事業の用に供する場合、番号使用条件を遵守することの要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 書面（契約書面または契約に紐づく書類等）での対応が必要</li> </ul>
2) 自らの電気通信事業の用に供する場合、認定等に関する申告が必要であることの利用者への注意喚起方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者の見落としが発生しない方法とすることが必要</li> </ul>
3) 公表する認定事業者リストの必要な項目及び更新頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 不適正利用を防止する観点から、報告規則に示す4点に加えて必要な項目があれば盛り込む</li> </ul>
4) 既存契約に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 別紙のとおり</li> </ul>

## 今後の進め方（案）

- 上記検討事項に関し、次回連絡会（9月）において、各社より意見聴取
- 意見を踏まえ、総務省より方向案を提示

- (1) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する**卸電気通信役務の提供に当たっては**、当該他の電気通信事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認すること。  
→ 適用される。
- (2) 他の電気通信事業者への利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する**契約を締結するに際しては**、当該契約に関する書面(電磁的記録を含む。(3)において同じ。)において、当該他の電気通信事業者が当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件(この5に掲げるものを含む。(3)において同じ。)を遵守することについて合意すること。  
→ 新たな契約締結時に加えて、既存契約の更新や変更といった時にも適用される。
- (3) 利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供に関する**契約**(当該契約に関する書面において卸電気通信役務の提供であることを特定するものを除く。)**を締結するに際しては**、当該契約に関する書面において、当該契約の相手方である利用者に対して、当該利用者が当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合における当該利用者設備識別番号に係る電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めること。  
→ 新たな契約締結時に加えて、既存契約の更新や変更といった時にも適用される。
- (4) 他の電気通信事業者から利用者設備識別番号を使用する**電気通信役務の提供を受けるに際しては**、特別の事情がない限り、当該提供を受ける者は、当該他の電気通信事業者に対して、当該電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供すること及び自らが電気通信番号使用計画の認定を受け、又は受けようとしていることを申し出ること。  
→ 適用される。
- (5) 利用者設備識別番号を使用する卸電気通信役務の提供に関する契約を**締結した場合は**、当該契約の相手方との間において、卸元事業者の電気通信番号の管理に資するために、必要な連絡体制の構築を図ること。  
→ 適用される。